

健康・医療

障害者医療費の助成

所

障害のあるかたが病院などで支払った医療費の自己負担金を助成する制度です。

【対象者】

身体障害者手帳1～4級、知能指数70以下(療育手帳A・B)、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持ち、受給資格の認定を受けているかた。本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、助成されません。身体障害者手帳4級をお持ちのかたは、本人、配偶者、扶養義務者のいずれかに市民税が課されているときは助成されません。

【内 容】

健康保険の資格情報が確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書等)を使って、病院、診療所、調剤薬局、訪問看護などで診察、投薬を受けたときに、窓口で支払った自己負担金を助成します。

※身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちのかたは、通院分のみ助成となります。

※保険の自己負担限度額を上限とします。

※身体障害者手帳4級をお持ちのかたは、保険の自己負担から一部負担金(医療費の総額の1割)を控除して助成します。

※入院時の食事代や保険のきかない医療費は除きます。

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

特定疾病療養受療証の交付について

厚生労働大臣が定める疾病(血友病、人工透析を要する慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)については、あらかじめ交付を受けた特定疾病療養受療証を医療機関の窓口で提示することで、医療費の自己負担額を一定額に抑えることができます。

【問合せ】

加入している健康保険の保険者

65歳から後期高齢者医療制度(保険)に加入することができます

身体障害者手帳1～3級および4級の一部、国民年金法等による1、2級障害者、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っているかたは65歳から後期高齢者医療制度(保険)に加入することができます。

【後期高齢者医療の申請に必要なもの】

身体障害者手帳など障害の状況がわかる書類、申請するかたの本人確認書類、国民健康保険資格確認書等(加入者のみ)、マイナンバー(個人番号)確認書類

※別世帯のかたが申請する場合は委任状

【一部負担金の割合】

1割、2割または3割負担(入院時 上限あり)

【問合せ】

保険年金課 TEL 059-354-8159 FAX 059-359-0288

指定難病にかかる特定医療費の支給

難病のうち、国の定めた指定難病にかかっているかたに医療費の支給を行います。

【対象者】

潰瘍性大腸炎、パーキンソン病など国の定める指定難病の患者で、一定の認定基準を満たしているかた

【内 容】

指定難病で診療、投薬などを受けたときに、窓口で支払う自己負担金の一部を助成します。

【申請・問合せ】

四日市市保健所 保健予防課 TEL 059-352-0596 FAX 059-351-3304

【認定・給付について】

三重県桑名保健所 TEL 0594-24-3620 FAX 0594-24-3692

自立支援医療費(更生医療)の支給

所

身体に障害のあるかたに、その障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費の支給を行います。

【対象者】

身体障害者手帳を持っている18歳以上のかた

【内 容】

指定医療機関による診察、投薬、治療などの医療費について、窓口で支払う自己負担が軽減されます。自己負担額は、世帯の課税状況等によって異なります。

〔例〕人工関節置換術、人工透析、じん移植、肝移植、心臓人工弁置換術、ペースメーカー植込み術、免疫調整療法など

【申 請】

更生医療の認定を受けるには、事前に医師の意見書による三重県障害者相談支援センターの判定が必要です。

※医療を受ける前にご相談ください。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

自立支援医療費(育成医療)の支給

18歳未満(児童)の場合は、育成医療が適用されます。

【申請・問合せ】

こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

自立支援医療費(精神通院)の支給

通院による精神科治療を継続的に必要とする場合は、精神通院医療が適用されます。

【申請・問合せ】

保健予防課 TEL 059-352-0596 FAX 059-351-3304

小児慢性特定疾病医療費の支給

小児慢性特定疾病にかかっている児童に医療費の支給を行います。

【対象者】

次の病気で治療を必要とする18歳未満のかた(一部20歳未満まで延長あり)

悪性新生物、慢性腎疾患群、慢性呼吸器疾患群、慢性心疾患群、内分泌疾患群、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患群、免疫疾患群、神経・筋疾患群、慢性消化器疾患群、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患群、脈管系疾患群

【内 容】

入院または通院した場合の医療費について、窓口で支払う自己負担が軽減されます。

【申請・問合せ】

こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

【認定・給付について】

三重県桑名保健所 TEL 0594-24-3620 FAX 0594-24-3692

医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)

医療的ケア児等が外出する際、急な発作に備えて、ご家族が外出先周辺の医療機関の情報を集めたり、ご本人の医療データを持ち歩く必要がありました。

医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)は、全国どこでも必要な医療を受けられるように、予め医療等に関する情報をスマートフォンやパソコンで入力して、データベース化し、外出先で救急搬送された場合、救急隊員や搬送先の医療機関が情報を閲覧できるシステムです。

※利用にあたっては、事前の申請・登録が必要です。

【申請・問合せ】

厚生労働省ホームページよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html

はり・きゅう・マッサージ利用券の交付

四日市市視覚障害者協会の協力を得て、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。

【対象者】

肢体障害者1・2級の身体障害者手帳を持っているかた、または70歳以上のかた

【内 容】

四日市市視覚障害者協会指定の施術所で利用できる券を年間1冊(10枚綴り)お渡しします。「はり・きゅう」または「マッサージ」のいずれか一方の施術を受けた場合は2,000円を、「はり・きゅう」と「マッサージ」両方を受けた場合は3,000円を添えて利用していただけます。

※追加交付や紛失等による再発行はできません。

※施術所によっては、別途費用がかかる可能性があります。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

※中部を除く各地区市民センターでも申請できます。

あけぼの学園の専門職による個別支援

発達に遅れや心配のある児童を対象として、あけぼの学園の専門職が、運動、認知、言語機能等の発達を促すための個別支援を行っています。

【対象者】

18歳の誕生日を迎える年度末までの児童とその保護者で、児童発達支援または放課後等デイサービスの通所受給者証をお持ちのかた

【内 容】

専門職(心理判定員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士)による個別支援

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担金があります。

【申 込】

児童発達支援または放課後等デイサービスの通所受給者証を取得後、児童発達支援センターあけぼの学園で、利用契約の面談日時の予約をとってください。

【実施場所・問合せ】

児童発達支援センターあけぼの学園(下海老町185-1)

TEL 059-325-4121 FAX 059-325-4122

障害者(児)の歯科診療

一般の歯科診療での受診が困難なかたの治療(予約制)を行っています。

【対象者】

一般の歯科診療所での診療を受けることが困難な障害のあるかた

【場所】

四日市市歯科医療センター(本町9-12 本町プラザ南)

【日時】

日曜日 診療時間 午前9時30分～午後0時30分(月2回程度)

火曜日 診療時間 午後1時30分～午後4時30分(月2回程度)

木曜日 診療時間 午前9時30分～正午 (月1回)

木曜日 診療時間 午後1時30分～午後4時30分(月3～4回程度)

※詳しい診療日時は、四日市市歯科医療センターホームページでご確認ください。

【その他】

予約制です。受診されるかたはマイナ保険証または資格確認書、障害者手帳などをご持参ください。

四日市市歯科医療センターホームページ <https://www.y-dentcenter.com>



【申込窓口】

四日市市歯科医療センター(本町9-12)

TEL 059-354-5130 FAX 059-354-5130

歯ートネット四日市

歯ートネット四日市は、障害のあるかたが安心して歯科治療を受けられる体制を整えるため、四日市市歯科医療センターと地域の協力歯科医院が連携して運営しているネットワークです。専門的な歯科治療が必要な場合は四日市市歯科医療センターが対応し、治療終了後の定期検診や日常的な口腔管理は、身近な協力歯科医院で継続して受けることができます。

【協力歯科医院】

協力歯科医院の一覧は、四日市市歯科医療センターホームページをご覧ください。

<https://www.y-dentcenter.com/heartnet/index.html>

みえ歯ートネット

みえ歯ートネットは、障害のあるかたが安心して歯科治療を受けていただくためのネットワークです。地域で障害者歯科治療に取り組む歯科医院と、専門的な治療が行える設備の整った障がい者歯科センターが連携することによって、障害のあるかたがより良い環境で歯科治療を受けることができるようサポートを行っています。

【協力歯科医院】

みえ歯ートネットホームページよりご覧ください。

<http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/index.html>

介護保険

65歳以上のかた及び40歳から64歳までのかたで下記の加齢に伴う16疾病(特定疾病)が原因で介護が必要なかたは、介護保険の対象になります。

要介護度に応じて、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)等の介護サービスを利用することができます。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかたで介護保険の対象になるかたは、介護保険のサービスを優先して利用していただくことになります。

加齢に伴う16疾病(特定疾病)

- | | |
|--|-----------------------------|
| ①がん(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ⑨脊柱管狭窄症 |
| ②関節リウマチ | ⑩早老症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑪多系統萎縮症 |
| ④後縦靱帯骨化症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑬脳血管疾患 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧脊髄小脳変性症 | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

【問合せ】

介護保険課 TEL 059-354-8427(認定審査係) FAX 059-354-8280